

# 2024年（令和6年）6月1日より

## 入院時の食事に係る標準負担額が 変更になります

- 入院時の食事代は、診療や薬代などの費用とは別に下表の自己負担が必要です。

【入院時1食あたりの負担額】

一般 (70歳未満)	70歳以上の 高齢者	標準負担額（1食あたり）	
		令和6年5月31日まで	令和6年6月1日から
●一般 (下記以外)	●一般 (下記以外)	460円	➡ 490円
		指定難病患者・小児慢性特定疾病児童等・精神病床に1年以上超入院する患者	
		260円	➡ 280円
●低所得者 (住民税非課 税)	●低所得者Ⅱ (※1)	過去1年間の入院期間が90日以内	
		210円	➡ 230円
		過去1年間の入院期間が90日超	
		160円	➡ 180円
該当なし	●低所得者Ⅰ (※2)	100円	➡ 110円

※1 低所得者Ⅱ：①世帯全員が住民税非課税であって、「低所得者Ⅰ」以外の者

※2 低所得者Ⅰ：①世帯全員が住民税非課税で、世帯の各所得が必要経費・控除を差し引いたときに0円となる者、あるいは②老齢福祉年金受給権者

※1・※2に該当する方は医療保険の保険者が発行する「減額認定証」が必要です。